

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年1月30日(2023.1.30)

【公開番号】特開2021-137064(P2021-137064A)

【公開日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【年通号数】公開・登録公報2021-044

【出願番号】特願2020-34503(P2020-34503)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月20日(2023.1.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

当否判定を実行する当否判定手段と、

前記当否判定の結果が特定結果となったことに基づいて特別遊技を実行可能な特別遊技実行手段と、

前記特別遊技中の所定時期に遊技球が入球可能な状態となる可変入球口と、

前記可変入球口に入球した遊技球が通過可能な第1領域及び第2領域と、

前記可変入球口に遊技球が入球したのを検知可能な入球検知手段と、

前記可変入球口に入球した遊技球が前記第1領域を通過したのを検知可能な第1通過検知手段と、

前記可変入球口に入球した遊技球が前記第2領域を通過したのを検知可能な第2通過検知手段と、を備え、

前記可変入球口に入球した遊技球は前記第1領域又は前記第2領域を通過して排出され、

前記可変入球口に入球した遊技球が前記第1領域を通過したことに基づいて所定の特典を付与可能な遊技機であって、

前記特別遊技にて前記可変入球口に入球した遊技球が前記第1領域を通過した場合に、所定の第1報知を実行する第1報知実行手段と、

前記入球検知手段、前記第1通過検知手段及び前記第2通過検知手段の検知に基づいて、前記可変入球口への入球数と排出数とを比較判定する比較判定手段と、

前記比較判定の結果、前記排出数が前記入球数よりも多い場合に、所定のエラー報知を実行するエラー報知実行手段と、を備え、

前記第1報知が実行されて前記エラー報知が実行されない場合と、前記第1報知が実行されずに前記エラー報知が実行される場合とがある

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第1報知とともに前記エラー報知が実行される場合がある

ことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

当否判定を実行する当否判定手段と、

前記当否判定の結果が特定結果となったことに基づいて特別遊技を実行可能な特別遊技

40

50

実行手段と、

前記特別遊技中の所定時期に遊技球が入球可能な状態となる可変入球口と、

前記可変入球口に入球した遊技球が通過可能な第1領域及び第2領域と、

前記可変入球口に遊技球が入球したのを検知可能な入球検知手段と、

前記可変入球口に入球した遊技球が前記第1領域を通過したのを検知可能な第1通過検知手段と、

前記可変入球口に入球した遊技球が前記第2領域を通過したのを検知可能な第2通過検知手段と、を備え、

前記可変入球口に入球した遊技球は前記第1領域又は前記第2領域を通過して排出され、

前記可変入球口に入球した遊技球が前記第1領域を通過したことに基づいて所定の特典を付与可能な遊技機であって、

前記特別遊技にて前記可変入球口に入球した遊技球が前記第1領域を通過しなかった場合に、所定の第2報知を実行する第2報知実行手段と、

前記入球検知手段、前記第1通過検知手段及び前記第2通過検知手段の検知に基づいて、前記可変入球口への入球数と排出数とを比較判定する比較判定手段と、

前記比較判定の結果、前記排出数が前記入球数よりも少ない場合に、所定のエラー報知を実行するエラー報知実行手段と、を備え、

前記第2報知が実行されて前記エラー報知が実行されない場合と、前記第2報知が実行されずに前記エラー報知が実行される場合とがある

ことを特徴とする遊技機。

10

20

30

40

50

【請求項4】

前記第2報知とともに前記エラー報知が実行される場合がある

ことを特徴とする請求項3に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

前述の特定領域を備えた遊技機では、特定領域への遊技球の通過有無といった機械的な抽選により特典の付与又は非付与が決定される。このため、特定領域（機械的な抽選）に関連する異常の発生に備えることが、遊技に対する信頼性の観点から重要である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、上記事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、特定領域を備えた遊技機の信頼性が損なわれるのを防ぐことにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1の遊技機は、

当否判定を実行する当否判定手段と、

前記当否判定の結果が特定結果となったことに基づいて特別遊技を実行可能な特別遊技実行手段と、

前記特別遊技中の所定時期に遊技球が入球可能な状態となる可変入球口と、
 前記可変入球口に入球した遊技球が通過可能な第1領域及び第2領域と、
前記可変入球口に遊技球が入球したのを検知可能な入球検知手段と、
前記可変入球口に入球した遊技球が前記第1領域を通過したのを検知可能な第1通過検知手段と、

前記可変入球口に入球した遊技球が前記第2領域を通過したのを検知可能な第2通過検知手段と、を備え、

前記可変入球口に入球した遊技球は前記第1領域又は前記第2領域を通過して排出され、

前記可変入球口に入球した遊技球が前記第1領域を通過したことに基づいて所定の特典を付与可能な遊技機であって、

前記特別遊技にて前記可変入球口に入球した遊技球が前記第1領域を通過した場合に、所定の第1報知を実行する第1報知実行手段と、

前記入球検知手段、前記第1通過検知手段及び前記第2通過検知手段の検知に基づいて、前記可変入球口への入球数と排出数とを比較判定する比較判定手段と、

前記比較判定の結果、前記排出数が前記入球数よりも多い場合に、所定のエラー報知を実行するエラー報知実行手段と、を備え、

前記第1報知が実行されて前記エラー報知が実行されない場合と、前記第1報知が実行されずに前記エラー報知が実行される場合とがある

ことを要旨とする。

手段2の遊技機は、前述した手段1の遊技機において、

前記第1報知とともに前記エラー報知が実行される場合がある

ことを要旨とする。

手段3の遊技機は、

当否判定を実行する当否判定手段と、

前記当否判定の結果が特定結果となったことに基づいて特別遊技を実行可能な特別遊技実行手段と、

前記特別遊技中の所定時期に遊技球が入球可能な状態となる可変入球口と、

前記可変入球口に入球した遊技球が通過可能な第1領域及び第2領域と、

前記可変入球口に遊技球が入球したのを検知可能な入球検知手段と、

前記可変入球口に入球した遊技球が前記第1領域を通過したのを検知可能な第1通過検知手段と、

前記可変入球口に入球した遊技球が前記第2領域を通過したのを検知可能な第2通過検知手段と、を備え、

前記可変入球口に入球した遊技球は前記第1領域又は前記第2領域を通過して排出され、

前記可変入球口に入球した遊技球が前記第1領域を通過したことに基づいて所定の特典を付与可能な遊技機であって、

前記特別遊技にて前記可変入球口に入球した遊技球が前記第1領域を通過しなかった場合に、所定の第2報知を実行する第2報知実行手段と、

前記入球検知手段、前記第1通過検知手段及び前記第2通過検知手段の検知に基づいて、前記可変入球口への入球数と排出数とを比較判定する比較判定手段と、

前記比較判定の結果、前記排出数が前記入球数よりも少ない場合に、所定のエラー報知を実行するエラー報知実行手段と、を備え、

前記第2報知が実行されて前記エラー報知が実行されない場合と、前記第2報知が実行されずに前記エラー報知が実行される場合とがある

ことを要旨とする。

手段4の遊技機は、前述した手段3の遊技機において、

前記第2報知とともに前記エラー報知が実行される場合がある

ことを要旨とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

10

20

30

40

50

【補正対象項目名】 0 0 0 8

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

以上の本発明によれば、特定領域を備えた遊技機の信頼性が損なわれるのを防ぐことが可能である。

10

20

30

40

50